

北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）の一部改定について

令和4年（2020年）10月1日以後の入札日から適用する北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）において、以下の項目を改定する。

【改定概要】

項目	概要	改定頁
1 （Ⅰ本文） 用語の定義	JIS規格 誤植 旧）日本工業規格 ⇒ 新）日本産業規格	I -1-1-7
2 （Ⅰ本文） 工事の着手	諸基準類と整合を図るため、特記仕様書に定めた場合を除き、着手期限を廃止する。 旧）受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 新）受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	I -1-1-11
3 （Ⅱ土木工事施工管理基準） 管理項目及び方法 3．品質管理	「1-12 施工箇所が点在する工事について」と内容が重複しているため廃止する。 旧）（5）施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。 新）廃止	Ⅱ -1-6
4 （Ⅱ土木工事施工管理基準） 3 品質管理基準 48 側こう構造物工 49 コンクリートブロック	適用にあたり、関係協会と調整が必要と判断したため、10月1日適用を廃止する。 旧）試験項目：圧縮強度試験 試験時期・頻度、適用の詳細は共通仕様書による。 新）廃止	Ⅱ -3-94 (L)(R)